

官報

号外 昭和二十二年八月三十日

○第一回 参議院會議錄第二十八号

昭和二十二年八月二十九日(金曜日)午前
十時二十五分開議

議事日程 第二十七号

昭和二十二年八月二十九日
午前十時開議

第一 特許法等の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 金融機関再建整備法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第三 農林事務官(食糧
管理局総務部長) 山根 東明君
去る二十六日修正議決した左の内閣提
出案は、即日これを衆議院に回付し
た。

労働省設置法案
同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は、即日これを厚生委員会に

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

去る二十五日内閣総理大臣に左の者を
政府委員に任命することを承認した旨
回答した。

農林事務官(食糧
管理局総務部長) 山根 東明君
去る二十六日修正議決した左の内閣提
出案は、即日これを衆議院に回付し
た。

労働省設置法案
同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は、即日これを厚生委員会に

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

去る二十五日内閣総理大臣に左の者を
政府委員に任命することを承認した旨
回答した。

農林事務官(食糧
管理局総務部長) 山根 東明君
去る二十六日修正議決した左の内閣提
出案は、即日これを衆議院に回付し
た。

労働省設置法案
同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は、即日これを厚生委員会に

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

去る二十五日内閣総理大臣に左の者を
政府委員に任命することを承認した旨
回答した。

農林事務官(食糧
管理局総務部長) 山根 東明君
去る二十六日修正議決した左の内閣提
出案は、即日これを衆議院に回付し
た。

労働省設置法案
同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は、即日これを厚生委員会に

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

去る二十五日内閣総理大臣に左の者を
政府委員に任命することを承認した旨
回答した。

農林事務官(食糧
管理局総務部長) 山根 東明君
去る二十六日修正議決した左の内閣提
出案は、即日これを衆議院に回付し
た。

労働省設置法案
同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は、即日これを厚生委員会に

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

去る二十五日内閣総理大臣に左の者を
政府委員に任命することを承認した旨
回答した。

農林事務官(食糧
管理局総務部長) 山根 東明君
去る二十六日修正議決した左の内閣提
出案は、即日これを衆議院に回付し
た。

労働省設置法案
同日内閣から左の議案を提出した。よ
つて議長は、即日これを厚生委員会に

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は御
異議がなければ朗読を省略いたしま
す。

付託した。

医師会、齒科医師会及び日本医療團
の解散等に関する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領
した。よつて議長は、即日これを財政
及び金融委員会に付託した。

生命保険中央会及び損害保険中央会
の保険業務に関する権利義務の承継
等に関する法律案

金融機関再建整備法の一部を改正す
る法律案

労働者災害補償保険特別会計法の一
部を改正する法律案

同日内閣から予備審査のため左の議案
が送付された。

薪炭需給調節特別会計法を改正する
法律案

未利用地耕作利用臨時措置法案

同日議長は、左の衆議院提出案を司法
委員会に付託した。

裁判官彈劾法案

同日可決した左の内閣提出案は、即日
これを衆議院に送付した。

農産種苗法案

同日議員から左の質問主意書を提出し
た。

新鮮食料品(水産物)に関する質問主
意書(青山正一君提出)

國名正称に関する質問主意書(姫井
伊介君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員三好始君提出農業技術指
導に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出墓地に関
する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三君提出刑務所並
に拘留所に関する質問に対する答弁
書

同日第七回文書表記載の請願書を左の
委員会に付託した。

外務委員会

第四百四十八号 國際的世界連邦研
究の國家機關創設に関する請願
書

國土計画委員会

第五百十五号 肥前治水工事促進に
関する請願書

第五百二十号 大山國立公園の地域
拡張に関する請願書

第五百二十三号 旧老津飛行場道路
下流地区一帯の砂防工事に関す
る請願書

第四百二十四号 瀬戸市附近砂防施
設実施に関する請願書

第四百二十五号 愛知縣下の砂防事
業費國庫補助金増額に関する請
願書

第四百二十六号 逢妻川上流砂防工
事に関する請願書

第四百二十九号 兵庫縣柴山港改修
工事に関する請願書

第四百三十号 藏王川砂防工事に関
する請願書

第四百三十一号 大谷川砂防工事に
関する請願書

第四百三十四号 水無川砂防工事促
進に関する請願書

第四百三十六号 木曾川上流改修工
事に関する請願書

第四百四十九号 信濃川の堤防工事
促進並びに建設省の設置に関す
る請願書

第四百五十二号 鳥取縣下の砂防工
事に関する請願書

文教委員会

第四百六号 ローマ字教育に関する
請願書

第四百十七号 科学勳章制定に関す
る請願書

第四百二十二号 六・三教育制度の
経費を全額國庫負担とすることに
関する請願書

第四百三十九号 六・三教育制度の
経費を全額國庫負担とすることに
関する請願書

農林委員会

第四百三十一号 恩給増額に関する請
願書

第四百十六号 戦死者遺族の更正對
策に関する請願書

第四百四十三号 生活協同組合法の
制定に関する請願書

第四百四十六号 青少年禁酒法制定
に関する請願書

第四百五十一号 青少年禁酒法制定
に関する請願書

農林委員会

第四百二十一号 群馬縣古馬牧村外
三ヶ村のかん漑用水路に関する
請願書

第四百三十五号 赤山演習地の返還
並びに開拓計画變更に関する請
願書

水産委員会

第四百三十三号 熊本縣牛深漁港修
築に関する請願書

第四百四十五号 熊本縣牛深漁港修
築に関する請願書

第四百四十一号 ローマ字教育に関
する請願書

第四百四十七号 六・三教育制度の
経費を全額國庫負担とすることに
関する請願書

第四百五十号 六・三教育制度の経
費を全額國庫負担とすることに
関する請願書

第四百五十四号 六・三教育制度の
経費を全額國庫負担とすることに
関する請願書

厚生委員会

第四百一十一号 恩給増額に関する請
願書

第四百十六号 戦死者遺族の更正對
策に関する請願書

第四百四十三号 生活協同組合法の
制定に関する請願書

第四百四十六号 青少年禁酒法制定
に関する請願書

第四百五十一号 青少年禁酒法制定
に関する請願書

農林委員会

第四百二十一号 群馬縣古馬牧村外
三ヶ村のかん漑用水路に関する
請願書

第四百三十五号 赤山演習地の返還
並びに開拓計画變更に関する請
願書

水産委員会

第四百三十三号 熊本縣牛深漁港修
築に関する請願書

第四百四十五号 熊本縣牛深漁港修
築に関する請願書

電氣委員會

- 第百十号 日本発送電株式會社水力發電工事に関する請願書
運輸及び交通委員會
第百三十三号 旧小倉鐵道線拂下げに関する請願書
第百七号 信越線柏崎駅附近鶴川鐵橋の修繕擴張工事施行に関する請願書
第百八号 五條駅、新宮市間の鐵道速成に関する請願書
第百九号 學生鐵道運賃の是正に関する請願書
第百十二号 東海道線沼津、濱松兩駅間の電化速成に関する請願書
第百十三号 九州、四國間の省營連絡に関する請願書
第百十四号 愛媛縣東宇和郡宇和町、八幡濱市間に國營自動車の運輸を開始することに関する請願書
第百十九号 山陰線の電化並びに廣島、松江兩市間直通列車を運轉することに関する請願書
第百二十七号 中央氣象台牛深出張所設置に関する請願書
第百三十七号 九州、四國間省營連絡に関する請願書
第百四十二号 常磐線松戸、平岡駅間電化促進に関する請願書
第百四十四号 中央氣象台牛深出張所設置に関する請願書

財政及び金融委員會

- 第百十八号 賠償税の新設に関する請願書
第百三十八号 中古衣類の公定價格を廢止することに関する請願書
第百四十号 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に関する請願書
決算委員會
第百五十三号 鑛物行政一元化のため鑛物課を新設することに関する請願書
議院運営委員會
第百三十二号 戰爭犠牲の負担公平を自由討議の問題とすることに関する請願書
在外同胞引揚問題に関する特別委員會
第百四号 海外引揚者の更生対策に関する請願書
第百五号 海外引揚者の住宅問題に関する請願書
同日第七回文書表記載の陳情書を左の委員會に付託した。
治安及び地方制度委員會
第百二十五号 特別市制實現に関する陳情書
第百二十九号 特別市制施行反對に関する陳情書
第百三十号 特別市制施行反對に関する陳情書
第百四十号 特別市制實現に関する陳情書

する陳情書

- 第百四十二号 地方公共團體職員給與に関する陳情書
第百四十六号 特別市制施行反對に関する陳情書
第百五十号 特別市制實現に関する陳情書
第百五十三号 特別市制施行反對に関する陳情書
第百五十七号 特別市制施行反對に関する陳情書
第百五十八号 特別市制實現に関する陳情書
國土計畫委員會
第百五十一号 江合、鳴瀬及び吉田三川改修工事に関する陳情書
文教委員會
第百二十四号 六・三教育制度の費用を全額國庫負担とすることに関する陳情書
第百四十七号 六・三教育制度の費用を全額國庫負担とすることに関する陳情書
文化委員會
第百三十八号 觀光國策の確立に関する陳情書
労働委員會
第百五十二号 労働基準法の適用除外規定設定に関する陳情書
農林委員會
第百二十六号 食糧配給確保に関する陳情書

第百二十七号 林業振興対策に関する陳情書

- 第百二十八号 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情書
第百三十一号 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情書
第百三十二号 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に関する陳情書
第百三十五号 農作物の「栄養週期栽培法」の普及実施に関する陳情書
第百三十六号 米麦需給計画の根本方針に関する陳情書
第百四十四号 農業保險法制定に関する陳情書
第百四十五号 農業会の農業技術者給與國庫補助に関する陳情書
第百四十八号 岩手山ろく國營開發事業に関する陳情書
水産委員會
第百四十三号 魚の自由販賣に関する陳情書
第百五十四号 魚の自由販賣に関する陳情書
鉱工業委員會
第百四十九号 炭鉱國家管理反對に関する陳情書
第百五十六号 炭鉱國家管理反對に関する陳情書

財政及び金融委員會

- 第百三十三号 中古衣類の公定價格制度を廢止することに関する陳情書
決算委員會
第百三十四号 建設省設置に関する陳情書
第百三十七号 金澤市に地方商工局並びに北陸財務局を設置することに關する陳情書
第百三十九号 中央出先機關廢止に関する陳情書
在外同胞引揚問題に関する特別委員會
第百四十一号 在外同胞引揚促進に関する陳情書
第百五十五号 在外同胞引揚促進に関する陳情書
一昨二十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は、即日これを司法委員會に付託した。裁判所法の一部を改正する等の法律案
同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を農林委員會に付託した。
薪炭需給調節特別會計法を改正する法律案
未利用地耕作利用臨時措置法案
同日左の質問主意書を内閣に轉送した。
生鮮食料品(水産物)に関する質問主意書(青山正一君提出)
生鮮食料品(水産物)に関する質問主意書(青山正一君提出)
生鮮食料品(水産物)に関する質問主意書

憲書(青山正一君提出)
同日委員長から左の報告書を提出した。

特許法等の一部を改正する法律案可決報告書
同日議員から左の質問主意書を提出した。

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案可決報告書
同日財政及び金融委員中西功君より左の報告書を提出した。

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案に対する小意見報告書
同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

總理事務官 伊東 五郎君
同日内閣総理大臣から左の者を第一回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

農林事務官 山根 東明君
昨二十八日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は、即日これを委員會に付託した。

農林事務官 山根 東明君
農林の身分を離れた者及び農林となつた者の戸籍に関する法律案
家事審判法案
司法委員會に付託

海難審判法案
運輸及び交通委員會に付託
復興金融庫法の一部を改正する法律案
財政及び金融委員會に付託

同日衆議院から本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

労働者設置法案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

労働者設置法案
同日議員から左の質問主意書を提出した。

一般農政に関する質問主意書(駒井藤平君提出)
同日左の質問主意書を内閣に轉送した。

國名正称に関する質問主意書(堀井伊介君提出)
同日委員長から左の報告書を提出した。

昭和二十二年一般會計予算補正(第一号)可決報告書
生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案可決報告書

労働者災害補償保険特別會計法の一部を改正する法律案可決報告書
同日予算委員中西功君より左の報告書を受領した。

昭和二十二年一般會計予算補正(第一号)に対する小意見報告書
同日財政及び金融委員中西功君より左の報告書を受領した。

生命保険中央会及び損害保険中央会の保険業務に関する権利義務の承継等に関する法律案に対する小意見報告書
報告書
去る二十六日同院法規委員會において當選した委員長及び理事の氏名は左の通りである。

委員長 衆議院議員 樋口 詮三君
委員 衆議院議員 樋口 詮三君

理事 同 松澤 兼人君
理事 同 降旗 德彌君
理事 同 松村 眞一郎君
理事 同 藤井 新一君

昨二十八日内閣総理大臣から左の者を第一回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

總理事務官 伊東 五郎君
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

失業手当法案
失業保険法案
農業技術指導に関する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十八日
三好 始
參議院議長松平恒雄殿

農業技術指導に関する質問主意書
農家に對する直接の農業技術指導に關し、現行制度並にその運用の現実に對しては各種の批判があり得るが、農業技術の現状を考へるとき、技術指導機構の確立、合理化は農業生産力を高める上に必要であると考へられる。これは恒久的な問題として、農業生産の合理化のためだけでなく、緊急的な食糧対策にも至大のつながりを持つものと言へる。

そこで特に左の諸点につき質問する。
一、現在、農家に對する直接の技術指導は専ら農業會技術員によつて担当されているが、近く農業會が解散され、協同組合による農村の再組織が予想されるに當り、農業會技術員に代る技術指導方式につき用意があるかどうか、用意があるとなればその内容及び現在の技術員の活用方法につきお尋ねする。

二、指導農場制度は従来以來日が浅いが、僅少な予算と土地、資材等の事情で行詰りの状態にあるものが多い。政府は本制度そのものに再検討を加へ、その發展を企圖するならば、内容充実に、一段と努力を拂わねばならぬが、本制度に對する政府の計画を承りたい。

三、農事試験場その他試験研究機關の充実に、その農家へのつながりに對しては如何に考へているか。
四、以上の他、政府の考へている農業技術の指導、向上に對するの方策を示していただきたい。

右につき文書により御答弁を願ひます。
内閣參事第四四號
昭和二十二年八月二十六日
内閣總理大臣 片山 哲
參議院議長松平恒雄殿

參議院議員三好始君提出農業技術指導に關する質問に對する答弁書
一、農業會が解散され農業協同組合が設立された場合における農業會技術員に代る技術指導方式については、目下連合軍最高司令部の助言を受けて立案中であるが、當局としては昭和二十年以降設置して來た農業技術指導農場を充実に末端における農業技術の指導普及機關とする方針である。

尙現在の農業技術員の活用方法については、技術員中適格者は指導農場の陣容充実に伴ひ技術員に、又近く農業生産調整法案が議會に上程可決された場合の市町村農業調整委員會書記として採用される見込であり又農業協同組合においても自主的に相當の技術員を設置するようになつてゐる。

二、農業技術指導農場は、自然條件、經營條件等を考慮して、昭和二十三年度迄に概ね五ヶ町村に一農場宛を設置する計画で昭和二十一年度迄に一〇九四農場の設置を見、昭和二十二年においては更に五〇農場を設置するべく努力中であるが、農業會解散後においては農民に對する公的指導機關としてとになるので都道府縣及び地元の積極的援助を得て、國家財政、資材等の許す限り昭和二十三年度迄に

指導農場の新設を完了すると共に各種専門技術員の充実、設備の拡充を図り総合技術指導農場としての実を挙げるよう措置したい。

三、我が國の乏しき資源と狭隘なる國土からみて現在及び將來に亘る農業生産力の發展、農業經營の合理化のためには科学的技術の研究確立とその急速な普及浸透が重要であることに鑑み中央、地方を通ずる各試験研究機関は相互の連絡を緊密にすると共に大学その他とも密接に連絡して基礎的研究を更に一層推進するよう強化したい。尙試験研究機関と農家とのつながりについては、前記の如く指導農場の充実により総合的技術指導力の強化を図るは勿論、普及宣傳事業並に技術者及び農民の技術教育を刷新拡充して科学的研究成績を農民に急速且つ的確に普及浸透する計画である。

墓地に関する質問主意書
右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十九日
小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

墓地に関する質問主意書

新憲法は宗教の自由と宗教結社の自由を認めておる、新宗教の結社及び新寺院の建立に当り墓地が必要で

あるが、墓地以外の山林ならば墓地として政府は許可することに改める意思があるか
右質問に対し速かに答弁を要求する。

内閣参事第四五号

昭和二十二年八月二十六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出墓地に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出墓地に関する質問に対する答弁書

山林は、原則として農地の如く、嚴重な使用目的變更の制限とか、移動の制限を行つていないが、墓地の新設許可は地方廳の所管に属して居るので、当該山林を墓地として許可するや否やは地方事情に即して処理されるものと認められる。尙保安林等の如く特別の制限をうけて居る山林に付ては其の制限に従うべきことは云う迄もない。

刑務所並に拘留所に関する質問主意書

右の質問主意書を國會法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年八月十九日

小川 友三

参議院議長松平恒雄殿

刑務所並に拘留所に関する質問主意書

一、犯罪の増加は現在相当なるものにて東京拘留所の例にても一千二百人の收容力に対し現在四千数百人を收容し、ブタ小屋式に各部屋を改修しおるも全く新憲法下の今日、人權非尊重に驚く外なし、政府は、刑務所並に拘留所を増設すべきである。処見を問う。

二、現在の日本中の刑務所並に拘留所の看守の定員は收容人員の増大により五〇％前後の不足あり、定員を増加すべきであるが政府の処見を問う。

右質問に対し速かに答弁を希望す。

内閣参事第四六号

昭和二十二年八月二十六日

内閣総理大臣 片山 哲

参議院議長松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出刑務所並に拘留所に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小川友三君提出の刑務所並に拘留所に関する質問に対する答弁書

一、戦災の爲刑務所施設が破壊せられ收容能力の減少を來しました反面、戦後社会道德の低下と社会不安の爲犯罪を犯して入所する者が激増した爲、各刑務所共拘禁が過剰となり殊に東京拘留所其の他大

都市所在の刑務所に於きましては、其の現象が特に顯著であります。此の様な状態では、收容者に対して十分な処遇をすることが出来ないばかりではなく、兇惡なる犯罪を犯して入所して來る者の増加した昨今、治安の面からも誠に憂慮に堪えませぬ。之が対策として当局に於きまして如何にして收容施設を増強すべきかに就き腐心中でありますその具体的方法としては、現に施行中の刑務所の復興工場を鋭意促進致しますと共に刑務所の増築、並に刑務所に充當すべき遊休施設の獲得等に付きまして目下種々計劃中であります。

二、刑務所職員職務は從來から他に比較し激務でありましたが、近時收容人員が増大し加之兇惡なる犯罪を犯して入所する者の増加に依り看守の負担は著しく増大致したのであります。夫れが爲昨年來相当多数の職員を増員致したのであります。現在の人員を以つてするも未だ戒護の十全を期することとが出来ない状態にありますのみならず、労働基準法を実施する爲の増員の必要もあり、当局に於きましては近く相当多数の看守を増員致し度いと考へ目下着々之れが準備中であります。

○議長(松平恒雄君) これより本日の會議を開きます。この際新たに議席に著かれた議員を御紹介いたします。議席第百六十七番、地方選出議員、徳島縣選出、紅露みつ君。

〔紅露みつ君起立、拍手〕

○議長(松平恒雄君) 議長は紅露みつ君を労働委員に指名いたします。

○議長(松平恒雄君) 日程第一、特許法等の一部を改正する法律案、内閣提出、衆議院送付を議題といたします。先ず委員長(稲垣平太郎君)の報告を求めます。鉱工業委員長稲垣平太郎君。

審査報告書

特許法等の一部を改正する法律案
右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年八月二十七日

鉱工業委員長 稲垣平太郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

細川 嘉六 大島農夫雄
佐々木良作 平岡 市三
大屋 晋三 川上 嘉市
田村 文吉 小宮山常吉
池田七郎兵衛 カニエ邦彦
下條 恭兵 堀 宋治
中川 以良 玉置吉之丞
深川榮左門 宿谷 榮一

要領書

一、委員会の決定の理由

現行の特許法、実用新案法、意匠法及び商標法に各規定する特許料、登録料及び罰金は、最近における経済事情よりみるとき低廉に過ぎるため(一)發明奨励を妨げない限度に特許料並に登録料を適当に引上げ(二)罰金の額を他の法令における処罰規定との均衡上適當に引上げ以て工業所有権者を保護せんとすることを主たる内容とする本法の改正は適切であると認められた。

二、事件の利害得失

本法の適切なる運営により工業所有権者保護は、一部その目的が達成せらるべく期待される。

三、費用

この改正によつて平年度約一千万円の収入が予想される。なお、この法案施行のためには、別に経費を要しない。

特許法等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月十九日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

特許法等の一部を改正する法律案
第一條 特許法の一部を次のように

改正する。

第六十五條第一項第一号乃至第五号を次のように改める。

一 第一年乃至第三年

毎年 三十圓

二 第四年乃至第六年

毎年 五十圓

三 第七年乃至第九年

毎年 百圓

四 第十年乃至第十二年

毎年 二百圓

五 第十三年乃至第十五年

毎年 四百圓

同條第二項中「百圓」を「千圓」に、「百五十圓」を「千五百圓」に、「二百圓」を「二千圓」に、同條第三項中「三十圓」を「百圓」に、「六十圓」を「六百圓」に改める。

第百二十九條中「五千圓」を「五萬圓」に、第百三十條中「三千圓」を「二萬圓」に、第百三十三條中「千圓」を「五千圓」に改める。

第二條 実用新案法の一部を次のように改正する。

第二十條中「七圓」を「二十圓」に、「十五圓」を「四十圓」に、「二十五圓」を「八十圓」に改める。

第二十七條中「三千圓」を「三萬圓」に、第二十八條中「千圓」を「一萬圓」に、第三十一條中「千圓」を「五千圓」に改める。

第三條 意匠法の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第三條 意匠法の一部を次のように改正する。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

第二十條第一項中「三圓」を「二圓」に改める。

十圓に、「五圓」を「四十圓」に、同條第二項中「三圓」を「二十圓」に改める。

第二十六條中「三千圓」を「三萬圓」に、第二十七條中「千圓」を「一萬圓」に、第三十條中「千圓」を「五千圓」に改める。

第四條 商標法の一部を次のように改正する。

第二十條中「三十圓」を「三百圓」に、「五十圓」を「五百圓」に改める。

第三十二條中「百圓」を「千圓」に、「百五十圓」を「千五百圓」に改める。

第三十四條中「五千圓」を「五萬圓」に、第三十五條中「三千圓」を「二萬圓」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

この法律施行前に既に納付し又は納付しなければならぬ期限を経過した特許料又は登録料については、なお従前の規定を適用する。

〔稻垣平太郎君登壇、拍手〕

○稻垣平太郎君 只今議題と相成りましたる特許法等の一部を改正する法律案につきまして、敝工業委員会における審議の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

審議の経過を御報告するに先立ちまして、本法律案の内容を簡単に御紹介申し上げますと、本法律案は四箇條より成つておりまして、第一條におきま

して特許法関係、第二條におきまして実用新案法関係、第三條におきまして意匠法関係、第四條におきまして商標法関係でありまして、おの／＼その一部を改正せんとするものであります。

尙附則といたしまして、施行の期日並びに経過措置について規定いたしておるのであります。

■特許権等のいわゆる工業所有権法は大正十年の制定以來、その特許料或いは登録料或いは罰金等につきましては、殆んど改正を見ていないのであります。現在の経済上の大きな変革、なかななく物價の趨勢から勘案いたしまして、甚だ不合理なものが生ずるのであります。この機会にこれを適當に改正せんとするのが本法律案の狙いでございます。即ち現在の物價の趨勢と比較考慮いたしますると同時に、又半面發明を奨励することを妨げない程度におきまして、特許料並びに登録料を約五倍程度に引上げようとするものであります。尙罰金につきま

しては大体五倍乃至十倍程度に引上げを行わんとするものであります。これは他の法令の処罰規定との均衡を保ち、且つ工業所有権者を擁護するという建前を取つておるのであります。以上が大体本法律案の内容でございますが、本委員会におきましては、本法律案の付託以來二回に亘りまして審議を重ねたのであります。その審議の詳細につきましては、何卒速記録によつて御覽を願いたないのであります。ただその質疑の中主なるもの三、四を拾ひまして御披露申し上げますのであります。

先ず第一の質疑は、工業所有権者に對して事實上保護が十分ではないのではないかと、例えば特許権が侵害された場合に對しまして告訴をする。その場合に司法処分におきまして檢察官なり或いは司法官なりが特許法に通曉せず、又特許の内容について知識を欠いておるがために、往々にして特許権者に對して十分の保護を與えない場合があるものであるが、この点はどうかあるかという質問であります。右に對しまして、司法処分の不十分であるといふことは、從つて特許権の保護が十分でない、完全でないといふことであります。延いては特許制度そのものの發達を阻害することに相成りまするのであります。當局とされましては司法省と緊密なる連絡を取りまして、司法処分に対し關係官の知識の涵養に今日まで大いに努めて來たのであります。今後共この点については尙十分の努力をするという回答であります。

第二の質問は、特許法において罰則規定を設けて、特許権者を保護しておるのであります。併しながらこれら消極的の保護に止まらず、政府は進んで積極的の發明その他に對しまして、何らかの實質的な表彰をする意思はないかどうかという質問であります。

れに對しましては、勿論この点は非常に結構なことではありますけれども、現在の予算の關係においては遺憾ながらそれを実行することはできないのであるが、御趣旨の点は十分考究いたしまして、できるだけこの御希望に即うようにいたしたいという答弁でありました。尙第三の質問は、戦争のために貿易が中絶して、彼の特許権の有無が非常に不明になつておる今日におきまして、特許権を侵害すべきものを輸入したる者に対して、五年以下の懲役又は五万円以上の罰金を科するといふことは、實際問題として非常な困難を惹起するのではないかと、延いては貿易再開の途上に大きな暗い影を投ずるのではないかと、質問であります。右に對しましては、外國の特許が日本において特許になつていない場合におきましては、原則論として差支えないのでありますけれども、通例交戦國間におきまして、終戦後特許權の取扱ひにつきましては、講和條約に附帶して決定せらるるのであります、その決定がいかに相成るかといふことは、今日からの確に申すことはできませんのであります。例へば外國において特許を取られまして、戦争中のために日本においてこれを出願し得なかつたというよりの特許權に對しましては、外國において出願した日を以て日本に出願したものとなすといつたよりな取決めが行われ得る可能性が強い

のでありますからして、實際に日本において特許権がないからといつて、これを實施するといふことは多くの危険が伴うのではないかと、又字句等答でありました。最後に特許法の中の全般に亘りまして、他の法制との關係上種々手続上の問題について改正をすべき点があるのではないかと、又字句等の上におきまして、例へば第四十條における秘密特許のことでありますとか、或いは第二百二十九條における「輸入」といつたような字句、そ

ろの「輸入」といつたような字句、そ

ろの「輸入」といつたような字句、そ

審査報告書

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案

昭和二十二年八月二十七日

財政及び金融委員長 黒田 英雄

衆議院議長 松平恒雄

多数意見者署名

- 星 一 九鬼敏十郎
- 深川タマエ 田口政五郎
- 小宮山常吉 渡邊 甚吉
- 西川甚五郎 松嶋 喜作
- 山田 佐一 玉屋 喜章
- 木内 四郎 西郷吉之助
- 伊藤 保平 高橋龍太郎
- 小林米三郎 赤澤 與仁
- 森下 政一 波多野 鼎

木村善八郎

要領書

一、本委員会の決定の理由

金融機關再建整備法の一部を改正する法律案に對する少数意見報告書

理由

一、本法案は莫大な國家補償により不健全な私的銀行を徒らに救済せんとする意味しかもたない。

二、現在まで市中銀行は徒らに、やみ、と、インフレ、を激成するに役立っただけで、何等經濟復興の上に有効な役割を果たしていない。

三、而も今日必要な建設的融資は、すべて國家信用即ち復興金融公庫等によつて行われて居り、市中銀行は、これを爲す意思も能力もない、現在の機構では必要な融資は國家が行ない、その資金を私的銀行に集中し私的銀行はそれを自からの利潤追求の爲に勝手に利用しているという現状である。本法案によつて私的銀行を強化すること

は、こうした機構の矛盾を拡大す

る。

ものである。

四、今回の整理によつて金融機関の総資本は七割位の減資を余儀なくされる、このことは僅かに五、六億の個人資本でもつて、二千七百億以上の國民の預金を換換してという、この現社會の矛盾が、いよいよ明白になつた、金融機関を國有に移し、それを統合して眞に國民の預金を國家が、あずかり、それを國家的に運用するといふ体制を整備すべき絶好の機會が現に到來している。これは眞の民主勢力の共通の聲である。

五、共產黨は金融機関を國有國營にして徹底的に整理する必要を痛感する故に、本法案に反對する。

昭和二十二年八月二十七日

財政及び金融委員會

少數意見者

中西 功

參議院議長松平恒雄殿

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十二年八月二十六日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長松平恒雄殿

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

金融機関再建整備法の一部を次のように改正する。

第二十四條第一項第三号及び第八号中「株主」を「その株主」に改める。

第二十六條の二 金融機関經理應急措置法第二十二條第二項の規定により主務大臣の認可を受けて資本を増加した金融機関については、

第十三條第一項第二號、第二十四條第一項第三號及び第八號、第二十五條第一項第三號並びに第二十六條第一項及び第七項の資本には、その増加した資本を含まない。

前條第二項乃至第六項及び第八項の規定は、前項の金融機関には、これを適用しない。

第一項の金融機関が第五十七條第一項に規定する金融機関である場合において、當該金融機関の會員又は組合員が、第二十四條の規定により、その出資の全額に相當する確定損を負擔して當該金融機関の會員又は組合員でなくなつたときは、その者は、新勘定及び舊勘定の區分の消滅後六箇月を限り、資金の貸付、施設の利用その他當該金融機関の會員又は組合員の受ける利益を受けることができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

（黒田英雄君登壇、拍手）

○黒田英雄君 只今議題に相成りました金融機関再建整備法の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告をいたしたいと存じます。

先ず本案の内容について申し上げますが、金融機関の再建を円滑にいたしめるために、新勘定によりまして増資をすることを認めまして、その増資いたしました分につきましては、金融機関の再建整備法によりまして、確定損失を負擔する場合におきましても、その株主はその負担をいたさない。又新たに増資しました資本は、その損失を負擔をしないといふにいたすことによつて、新らしき増資を促進することになり、新らしき増資を促進することによつて、これらの機關が若し市街地信用組合であるとか、或いは農業會でありましたような場合におきまして、それらの機關が資本の全額を失いました結果といたしまして、組合員又は會員がその資格を失うような場合におきましても、六ヶ月を限りまして、その間において新たな組合員に加入する等の措置を取り得る便宜を與えまするために、その間は貸付又は施設の利用等については、組合員又は會員と同じような待遇を受けるといふことにいたすことになつておるのであります。

これが本案の内容であるのであります。さて、本案の提出の理由といたしましては、御承知の通り金融機関は、再建整備法によりまして整備をいたします上において、損失が多い場合におきましては、資本の全額をこの損失に充てます場合がでて来るのであります。その場合におきましては、その金融機関は別の第二會社を作るとか、又は他に合併をせよとか、又は解散をするより外に途はないのであります。併しなから今日の經濟界の現状におきまして、かくのごとく解散をするといふようなことは、金融機関の信用、延いては通貨の信用に及ぼす影響が誠に大である、又今日のインフレーション防止の段階におきましては、貸付又は融資によつて、これらに貢獻をしなければならぬ時において、さうなことに相成りますことを避けるために、この新勘定によりまして増資を認めまして、その再建を容易にいたすといふうな趣旨でできておるものであります。又農業會、市街地信用組合等につきましましては、前申上げましたような理由によつて、その組合員、會員の便宜を図らうとする理由に出でるのであります。

委員会におきましては質疑應答は極めて熱心に行われたのであります。今そのただ主なるものだけに御紹介をいたしたいと思ひますが、先ず第一に、評價基準の問題であつたのであります。金融機関が再建整備をするために整理をいたす場合においての資産の評価基準は、簿價主義、即ち帳簿價格によるのであるか、時價によるのであるかという御質問であつたのであります。政府は、これは今日においてまだ法的に確定はいたしません、大体帳簿價格によることに決まつておるといふ答弁であつたのであります。然らば帳簿價格によるとすれば、時價が非常に騰貴しておる、高いものにつきましては預金者の利益をそれだけ害して、金融機関の利益を擁護することに相成るのではないかと。又再建整備の現状についてのお尋ねもあつたのであります。再建整備は今日御承知の通り暫定評價基準によつて大體の整理をいたし、更に確定評價基準によりまして、最終的の整理を終るものであります。今日大體これらの基準は決まつておるのであるが、未だ法的にこれが決定をしないのであるが、調査は進捗しておる。その結果どういふうな影響を及ぼしたかという御質問に對しましては、重要な金融機関について一々これを申上げることは、信用に關することであるから避けるのであるが、大體の種類についての數について説明があつたのであります。御参考までに申上げますが、金庫につきましては、四つある中の三つが資本

三三九

の全額を失う、そうして政府が更にその資本に補償するものが、やはり二つあるのです。特殊銀行につきましても、四行ある中の二行が資本の全額を失つて、その中の一行だけは補償を要するのです。普通銀行につきましても、六十一ある中の二三が資本の全額を失つて、補償は必要はないのであります。貯蓄銀行につきましても、四行ある中三行が資本の全額を失つて、その中の二行が補償の必要があるのであります。信託会社につきましても、六会社ある中の三会社が資本の全額を失いますが、補償の必要はないのであります。農業会は一萬九百七十八ある中の、大体三分の一がその資本の全額を失うのでありますが、これらはほぼ同数が補償を要するのであります。無盡会社につきましても、五十七ある中の三十八が資本の全額を失つて、これは全部補償を要するのであります。市街地信用組合は三百十一ある中の三分の二が全額を失つて、その大部分は補償を要するのである。生命保険会社は二十一ある中の大部分が資本の全額を失つて、又その大部分が補償を要するのであります。損害保険会社は十六会社の中、一会社が全額を失つて補償は必要はないというふうな状況であるのであります。さような全額を失うもの……これは別の質問であります。全額を失うものについて全部増資を認めるのであるかということに

つきましては、これは全部ではないけれども、將來再建をして発展をして行く見込のあるものだけに許すのであるということであり、又日本銀行の整理はどうなつておるかという御質問があつたのであります。日本銀行につきましては、戦争によつて多大の損害を受けておるのであります。この整理の必要はあるのであります。日本銀行は金融機関の親銀行のような形でありまして、他の銀行の整理の尻が参るのであります。さような他の銀行の整理の如何によつて影響することが大きいのであります。今回の再建整備からは切り離しまして、別個にこれについては整理をするつもりである。又その機構についても検討をするつもりであるということであつたのであります。

興業債券の問題につきまして、興業債券が今第一封鎖に大体なつておるのであります。これは金融機関が持つておるものが第一封鎖であつて、個人の持つておるものは未だ決まらないのであります。これを何故に第一封鎖にしたかということについての質問もあつたのであります。これは預金であるか、債券であるか、或いは社債であるかの問題はあります。併しこれを金融機関が持つておるものは、併しこれを金融機関が持つておるものは預金と見まして、そうしてその第一封鎖として取扱う。それは金融機関にも利益であるのであります。

又預金者にもそれだけ利益になることであるのであります。個人のものはいかにも名寄せができないために、取扱上預金とみなすことは困難であるために、研究中であることでありました。その他集中排除法の関係において、金融機関がどうなるかという問題もありましたが、これも時々新聞に出ております。これにつきましては未だ決定はいたしません。併し金融機関は特別の機能を持つておるものであり、信用を以て立つて来ておるものであります。これについては別個に考へる方針であるというふうな答弁がありました。詳しいことは、これは速記録で御覽を願ひたいと思ひます。

その他産業方面に対します資金の融通計画のことであるとか、或いは株式の民主化の問題であるとか、或いは金融、貸出の場合におきまして、借入の場合におきまして金利の外に非常な経費を要することは不都合であるというふうな問題、或いは資金を整備によりまして減資したような場合におきまして、資本と借入金とのバランスを失する場合においての処置、或いは政府が支拂を遅延するために、民間の資金が非常な圧迫を受けておる、融資ができないような場合があるが、これについての説明を求め、いろいろ非常に有益な御議論が重ねられたのであります。これを一々御紹介を申し上げます。いと非常な時間を要することに相成りますので、何卒速記録において御覽を願ひことにいたしまして、省略することを御許しを願ひたいと思ひるのであります。

かくて質疑を終りまして討論に入りましたのであります。討論におきまして共産党の中西君よりして本案に反対の意見が出たのであります。これは質疑應答の中でも御意見がありました。これは中西君より少数意見として後で述べになるものであります。それから、その反対の理由は省略して頂きたいと思ひます。又先程の質疑應答の際にも特に省略をいたしましたのであります。

次に民主党の木内君から賛成の御意見が出まして、過去は別として、新たな資本を集めて、それによつて金融機関の信用を維持し、延いては通貨の信用を維持せんとするものであつて、要するに金融機関再建整備の途上におきまして、適切な改正と認める。併し希望として、評價基準を速かに確立して、必要な措置を講ぜられて、整備を促進をされたいということであつたのであります。又次に自由党の松嶋君からも賛成の御意見が出まして、今日金融機関が不況に陥つたのは、要するに戦争の結果である、昭和十二年頃におきましては、資本は市中銀行の自主的な金融であつたのであります。戦争が苛烈になるに従ひまして、政府の干渉が

極度に激しくなり、殆んど市中銀行とか特殊銀行におきます金融というものは、自主性を失つたのであります。今日莫大な損失を生じたのであります。市中銀行とか特殊銀行のごときは、連合しまして殆んど政府の要請を鵜呑みにしたような結果であるのであります。今日終戦後におきましても、例えば今日は資金の支拂が大事であるから、今暫く資金の支拂は各銀行窓口でやつてくれという命令があつて、やがてはそれは政府が面倒を見てやるというふうなことであつたのであるが、それも実行をされなくて違約に終るといふようなことであつて、到底自分の判断では出せないような痛手を受けた会社にも無批判に融資した結果、今日のように相成つておるのであるから、今後これらの金融界をどういふふうに建直してまいるか、或いは中小商工業に對しては、今後どういふふうな金融の方法を取るかというふうなことは別個に考へたいのである。從來の考え方、やり方はいけないという考えを持つておるが、これは別論といたしまして、今日のこの措置は止むを得ない処置であるといふことで賛成をされたのであります。次に社会党の木村君からいたしまして、社会党としては本案に賛成をするが、併し本案は應急的緊急措置として止むを得ないものとして認めるのである。中西君が後に言われるだろうと思ひますが、中西君の言われるような

ことは、今後日本の金融機関をどういふふうに再整備して行くかという根本の考え方については、日本社会党は綱領を示しておるのであるが、こゝいう根本的の考え方については、社会党としては何ら変えないのであるけれども、それについてはいろいろの條件、又はその他いろいろ検討して行かなければならないと考えるのであるからして、本案については、根本的な金融機関の再建の問題を一應切り離して、應急の緊急措置として本案を認めて賛成をするという御意見の発表があつたのであります。

かくて討論を終りまして採決に入りましたところ、中西君の反対を除きます外、大多数を以て本案を可決すべきものと決定をいたしましたのであります。御報告を終わります。(拍手)

○議長(松平恒男君) 少数意見者から報告することを求められております。報告時間は十五分間に制限いたします。中西功君。

〔中西功君登壇、拍手〕

○中西功君 本院最初の少数意見の報告を申し上げます。私並びに共産党は、この法案に対して反対せざるを得ないのであります。何故かならば、これは使に私的銀行を救済するに止まるに過ぎないからであります。そもく

金融機構の整備は、これは戦時中並びに戦後に蓄積された膨大な擬制資本を徹底的に整理するところにある。根本の眼目があるわけであり、ところが従来その根本方針が常に曲げられて来ている。保守勢力は事ごとくこの根本精神に対して抵抗を加えて来ている。軍需補償の打切に反対したり、或いは又折角捕捉した第二封鎖をいつの間にか流してしまつた。その他いろいろのことがあります。水ぶくれ評價によつてやろうとするのも、その一つの手であつたわけであり、ところでこの改正案が何故に必要になつたか、これの本当の眞実を話せば、結局これは以前の整備法案が通過する時に、大体時價評價で通るだろうという考えがあり、従つて又銀行が十分救済される、そう考へておつたわけであり、突然その評價基準が帳簿價格に変わったところ、非常に大きな恐慌が来て、結局これじやいかないといふので、この改正案が出たわけであり、こゝにいろいろ経緯を見まして、そもくこの本案の眞意がどこにあるかといふことが非常につきりしていると思ひます。従来戦争中において、多くの國民が非常に大きな犠牲

を拂つて来ている。又金融のこの整備を見ましても、多くの預金者が實際犠牲を拂つております。戦災並びに引揚者その他の戦争犠牲に至つては、非常に甚だしいのであります。そゝういふふりなものに十分な考慮を拂わずに、最も積極的の戦争に協力した銀行資本に対してだけは、今までの保守勢力はあらゆる手段を盡して保護し救済しようとして来ているのであります。こゝういふふりなことは全く現在の世相に反するわけでありまして、私たちといたしましては、どうしてもこゝういふ措置に対して賛成することができないのであります。更にもう一步進めて言いますれば、現在すでに私的な銀行の存在の意味がなくなつてゐる、こゝういふことであります。

重要産業に対する融資にいたしましても、殆んどすべてが復金によつてなされてゐる。而も最近この資本を更にもつと増大しなければならぬ、そゝういふ事情に当面している。その際、それじや市中銀行が今まで何をして来たか、市中銀行には一つの原則がある。それは儲かるものには貸すが、儲からない企業には貸さない。こゝういふふりなことはつきりした建前があります。(事実に違ふ)と呼ぶ者あり)そもく銀行

の人々は、預金を預かつてゐる銀行は公器である、こゝう申します。確かにそゝうであります。現在においても二千七百億を超える國民の預金を銀行は預つてゐる。これは正に社会的に大きな仕事であります。而もそゝういふふりな事柄が僅かに現在では十億以下の資本、この資本を持つてゐる人々によつて動かされてゐる、このことは全く大きな矛盾であります。この矛盾の結果、こゝういふ現在の不都合な状態が起つて来てゐる。従つて銀行は今までのところただ儲かる所、閑居さんだとか、或いはインフレ産業その他にばかり投資してゐる。そゝうして貸す場合にもさつき委員長の報告がありましたように、莫大な手数料を取つてゐる。これは全く金利をべらぼうに引上げたのと同じであります。こゝういふことをしておる。そゝうして重要な産業は皆融資を復金に委しておつて何もやらない。現在の市中で申しますれば、結局重要な所には國家の、國民の資金を使う。而もその資金から、その融資から流れて来た資金を銀行は集める。集めて以てそれを自己の打算的な目的のために使つてゐる。こゝういふふりな仕組が現在の仕組であります。従つて現在い

いうものは日本の經濟復興には殆んど意義はない。反対に言へば非常な障害である。そゝういふ障害物を今日強化するといふことが果して妥当かどうか、これは全くそゝういふ意味においても、現在の必要から逆行してゐると我々は考へざるを得ないのであります。(宣傳は止める)「強断だ」と呼ぶ者あり)それではいかにすればこの金融界の整備を徹底的に行ひ、又産業復興に役立て得るか、これはもう言ふまでもなく即時國有國營を実現することであり、二千七百億のこの國民の預金を、個人の資本家に委せて勝手に使して置くのではなくして、はつきり國家が預つて、そゝうして責任を持つて必要な時に必要な所に必要な量を供給して行く、そゝういふ体制を探ることであり、而もこゝういふことは決して我々共産党だけの主張ではありません。社会

党の綱領にもはつきりとそゝういふことが掲げられてありますと共に、日本の勤労者の非常に多くがこの考え方に賛成しております。而もこゝで問題になるのは、こゝういふふりな國有國營をやるといたしましたならば、現在が絶好のチャンスであるといふことであります。何故ならばこの度の企業再建、金融機関整備によりまして、政府委員の

報告によりまして七割以上の資本金が飛んでしまふ。即ち從來まで日本の金融資本、銀行資本は拂込によりまして二十三億くらいしかないものであります。それが七割以上も飛ぶ。結局におきましては五六億の資本金しか残らない。若し我々が金融機關を本當に國有にする氣があるならば、この時にやれるわけでありまして、僅かに五六億の金、こういうものは現在のインフレ時代におきましては、端金であります。こういう端金によつて國有ができて、これによつて日本再建の基礎が定められる、こういう時機であります。今日を指いて外に時機はないのであります。眞に國有國營を考へておる人ならば、今日必ず断行しなければならぬのであります。で、私は社会党の人にお聞きしたいのです。皆様が本當に考へてやうとしておられるのかどうか、自分の掲げられた綱領を實行する氣があるのかどうかという点なんでありまして。併し勿論今日、或いは明日によつてこの機会が去つて行くわけではない。今後大いにまだ時機は待つておると思ひますが、良識ある社会党の人々に猛省を期待して止まないのであります。

以上のような次第でありまして、私

たちは即時銀行、金融機關を國有國營にすることが、眞に日本經濟の再建復興、そして又この闇とインフレの克服のために、最も妥當な、而も非常に容易な策であると考えますが故に、銀行を救済しようとする、勝手に國民の預金を使い減らすような、そういう私的な銀行を救済するという本案、この法案はそういう時流から見ますれば、明らかに逆行する法案であります。従つて私たちはこの法案に対しては網對に反對いたします。そういう次第であります。私の報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。委員長は報告は可決報告でございす。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。これにて本日の議事日程は満了いたしました。次会は明日午前十時より開会いたします。議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。

午前十一時六分散會

出席者は左の通り。

議長 松平 恒雄君
副議長 松本治一郎君

議員

中西 功君	板野 勝次君	鈴木 憲一君	木下 辰雄君	大島農夫雄君	田中 利勝君
細川 嘉六君	西田 天香君	佐藤 尚武君	山本 勇造君	淺井 一郎君	大島 定吉君
廣瀬與兵衛君	阿竹齊次郎君	野田 俊作君	田中耕太郎君	伊東 隆治君	村尾 重雄君
藤田 芳雄君	兼岩 傳一君	梅原 眞隆君	村上 義一君	鈴木 清一君	岩崎正三郎君
千田 正君	栗山 良夫君	中村 正雄君	カニエ邦彦君	齋 武雄君	佐々木鹿藏君
佐々木良作君	西園寺公一君	大野 幸一君	内村 清次君	鬼丸 義齋君	稻垣平太郎君
岩間 正男君	玉置吉之丞君	木村福八郎君	清水 武夫君	岡田 宗司君	森下 政一君
田村 文吉君	小林米三郎君	下條 恭兵君	山田 節男君	塚本 重藏君	林屋龜次郎君
江田 哲翁君	山下 義信君	梅津 錦一君	丹羽 眞琴君	中井 光次君	木内 四郎君
宿谷 榮一君	岡本 愛祐君	松下松治郎君	丹羽 五郎君	櫻内 辰郎君	北村 一男君
島村 軍次君	久松 定武君	佐伯四郎君	木下 源吾君	加藤常太郎君	西川 昌夫君
小野 哲君	小川 久義君	門田 定藏君	宇都宮 登君	木下 盛雄君	堀 末治君
山崎 恒君	楠見 義男君	石川 豊吉君	波多野 鼎君	荒井 八郎君	西川 甚五郎君
帆足 計君	赤澤 興仁君	原 虎一君	羽生 三七君	奥 主一郎君	鈴木 安孝君
藤井 丙午君	市来 乙彦君	椎井 康雄君	岩本 明湖君	大屋 晋三君	山田 佐一君
服部 敦一君	伊達源一郎君	新谷寅三郎君	吉川末次郎君	中山 壽彦君	黒田 英雄君
來馬 琢道君	松村眞一郎君	伊藤 修君	結城 安次君	石坂 豊一君	柴田 政次君
飯田精太郎君	町村 敬貴君	松井 道夫君	渡邊 甚吉君	大野木秀次郎君	小林 英三君
川上 嘉市君	小杉 い子君	安部 定君	若木 勝蔵君	板谷 國助君	今泉 政喜君
米倉 龍也君	赤木 正雄君	天田 勝正君	田中 信義君	松野 喜内君	黒川 武雄君
尾崎 行雄君	岩男 仁藏君	谷口彌三郎君	植竹 春彦君	玉屋 喜章君	松嶋 喜作君
三島 通陽君	徳川 宗敬君	油井賢太郎君	石川 一鶴君	徳川 頼貞君	大隅 憲二君
小川 友三君	矢野 西雄君	鈴木 順一君	入交 太藏君	徳川 六郎君	尾形六郎兵衛君
河井 彌八君	下條 康慶君	安達 良陽君	小杉 繁安君	園 伊能君	小野 光洋君
佐佐 弘雄君	駒井 藤平君	小林 勝馬君	田方 進君	中川 幸平君	重宗 雄三君
		紅露 みつ君	深川タマエ君	西山 鶴七君	木杢三四郎君
		高良 とみ君	原口忠次郎君	大隈 信幸君	橋本萬石衛門君
		深川榮左エ門君	星 一君	佐藤 義詮君	水久保甚作君
				平沼彌太郎君	

國務大臣

大藏大臣 栗栖 趙夫君

商工大臣 水谷長三郎君

政府委員

大藏事務官 福田 趙夫君
(銀行局長)

特許標準局長官 久保敬二郎君

定價 一部 一四四十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段(五三) 印刷局
東京電報 二二一 圖書課